

大垣市ワンデーレスポンス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、工事現場において発生する問題に迅速に対応するワンデーレスポンス実施のため、発注者及び受注者の責務について必要な事項を定める。

(実施内容)

第2条 ワンデーレスポンスの実施内容は、工事現場において発生した諸問題に対し、発注者が1日以内に対応を回答するため、発注者に第4条の責務を、受注者に第5条の責務を課する。

(対象工事)

第3条 ワンデーレスポンス実施工事は、市が契約を行う工事とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(発注者の責務)

第4条 発注者は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 発注にあたり、ワンデーレスポンス実施工事であることを特記仕様書に明示する。
- (2) 監督員は、常に必要な資料をもって、質問や協議を受けられるようにする。
- (3) 監督員は、受注者からの質問や協議への回答を1日以内に行う。
- (4) 監督員が措置し得ない事項や困難な場合は、上司に相談して回答する。
- (5) 監督員は、1日以内に回答が困難な場合は、受注者にいつまでに回答が必要かを確認し、回答期限日を1日以内に回答する。
- (6) 監督員は、受注者からの作業の進捗状況の報告を受け、工程の把握を行う。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 受注者は、工程表の作成にあたり、作業ごとの関連、進捗状況を把握できる最適な工程表を作成する。
- (2) 受注者は、綿密な工程管理を行い、問題点を洗い出し、適切な時期に適切な資料を持って、質問や協議を行うように努める。
- (3) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合や、計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じた場合は、適宜、監督員に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。